

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	市山地区 本谷・後山集落	令和3年3月24日	○年○月○日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	10.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	10.6ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	5.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.3ha
(備考)	

- 注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

当集落は、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が喫緊の課題である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

当集落には、中心経営体である認定農業者1経営体と認定新規就農者1経営体が存在する。また、集落の農業者は、集落内の上述の中心経営体への農地集約を希望しており、今後、中心経営体、集落の農業者、行政等が連携して集約化を推進していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査によれば、集落外から人材を確保することに関して、「必要」が23%、「必要ない」が18%、「わからない」が59%という結果となった。  
当集落の農業者の多くは、自己所有地の耕作・保管理を行っているが、後継者の目途が付いていないため、今後、集落内の中心経営体である認定農業者・認定新規就農者への農地集約を進め、また必要に応じて外部からの人材確保も進めていく。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、ほ場整備等の基盤整備の必要性について、「必要」が18%、「必要ない」が53%、「わからない」が29%となっている。  
当集落は、ほ場整備(S57年:6.8ha)を実施済みだが、排水機能が悪い箇所がある。  
また、農道が狭く、機械の出入りが困難な箇所もあり、今後は、行政と連携を図りながら、排水機能と営農環境の改善に向けて検討する。

■新規・特産化作物の取組方針

アンケート調査によれば、当集落は水稻栽培を中心に野菜や花き、飼料作物の栽培を行っており、今後の作付については、現状維持の意向が多く、縮小意向もあるが、水稻と野菜で拡大の意向も示されている。  
当集落は、当面の間は現状のままで作付けを継続する。今後、担い手の作付面積拡大に向けて、農地の利用調整や営農環境の改善を検討する。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

アンケート調査によれば、鳥獣の被害防止対策のための方法として、「集落全体を囲う防護柵の設置」と「個別の防護柵設置」「獣の隠れ場所になる耕作放棄地の解消」の意見が多く上がった。  
当集落は、イノシシやサル被害が多く、個別で防護柵を設置して被害防止を行っている。  
今後は、市の防護柵の補助金も活用し、鳥獣を寄せ付けない環境づくりを進めていく。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「既存の担い手に農地を集積する」が42%、「近隣の担い手(集落営農組織等)と協力する」が5%、「Uターン者や新規就農者等を取り込み農地を守る」が11%という回答結果となっており、全体の58%が担い手への農地集積の意向を示している。  
当集落内には、中心経営体である認定農業者1経営体と認定新規就農者1経営体が存在し、耕作面積の拡大意向もある。  
当面は、現在の農業者で連携をとりながら耕作・農地保全を行っていくが、将来的に中心経営体へ農地を集約する。

■その他の取組方針

多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払交付金制度を活用し、良好な農業環境創出に向けた活動を行う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	2経営体		1.4 ha		3.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。